

(添付資料 1) ※この資料は説明資料の一例です。個人情報については個人情報保護の
関係法令や関係条例に従い適切に取り扱って下さい。

甲状腺被ばく線量モニタリングの簡易測定について

※対象者が小さなお子様である場合には保護者の方がお読みください。

■目的

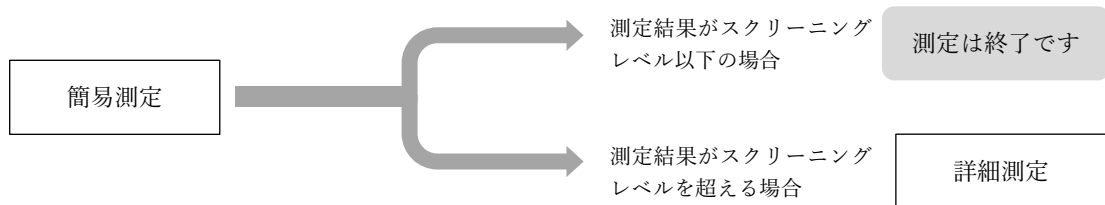
甲状腺被ばく線量モニタリングは、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を測定し、
甲状腺の内部被ばく線量を推定するために実施するものです。

甲状腺被ばく線量モニタリングの簡易測定は、甲状腺被ばくの程度を簡易な手法で把握して、甲
状腺の被ばくの程度が比較的高いと見込まれる方（スクリーニングレベルを超える方）をスクリー
ニングすることを目的として行うものです。

■対象者

原則として、原子力災害による放射性物質の放出後に避難又は一時移転を指示された地域にいた
19 歳未満の方、妊婦及び授乳婦の方を対象としております。

■測定の流れ



簡易測定は放射性ヨウ素を体内に取り込んでからおおむね 3 週間内での実施を基本としていま
す。簡易測定において、スクリーニングレベルを超える結果となりましたら、詳細測定の会場等につ
いてご案内します。

■簡易測定の実施手順

1. 大腿部の測定

椅子に座り、NaI サーベイメータを大腿部
に当て計測します。



2. 頸部の測定

NaI サーベイメータを頸部に当て計測しま
す。



3. 1. と 2. の結果から、詳細測定の対象となるかどうかをお知らせします。

乳幼児・小児等、NaI サーベイメータを頸部に密着できないなど測定が困難である場合、行動を共
にした保護者の方を測定する場合があります。また、1. 測定により表面汚染があることが疑われる
場合には、衣服の着替えや露出部の拭き取り等を実施する場合があります。

■問い合わせ先

簡易測定に関する質問は I のコールセンターまでお問い合わせください。簡易測定の結果を確認される場合は、II の相談窓口まで、本人から請求をお願いします。

I. A 県簡易測定コールセンター 電話番号：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇 受付時間：8:30~17:00	II. A 県庁 〇階 ～～相談窓口 住 所：A 県〇〇市△△町□—□—□ 受付時間：8:30~17:00
---	---

簡易測定の会場、日時等の情報は、以下の URL に掲載いたしますのでご確認ください。

A 県ホームページ <http://~~~~~>

QR コード

【Q&A】

- Q. 甲状腺被ばくとは何ですか。
- A. 放射性物質のうち、放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると甲状腺に集積するため、その内部被ばくによる甲状腺の被ばく線量に応じて数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクを上昇させ、特に年齢が低いほどそのリスクが高いとされています。
- Q. なぜ対象者は 19 歳未満の方、妊婦及び授乳婦の方なのですか。
- A. 対象年齢については、チヨルノービリ原子力発電事故のコホート調査等において解析された結果、被ばく時における小児をはじめとした 19 歳未満に放射線の被ばくによる甲状腺がんのリスクの上昇がみられることについて科学的なコンセンサスが得られていることなどから設定したものです。また、胎児・乳児への影響が懸念される妊婦・授乳婦も対象としています。
- Q. 測定を受けたくない場合でも、測定は必ず受けなければならないのでしょうか。
- A. 甲状腺被ばく線量モニタリングの測定を受けることは本人または保護者の任意に基づくものです。
- Q. スクリーニングレベルとは何ですか。
- A. スクリーニングレベルは、簡易測定の結果から、詳細測定を実施する場合の判断基準として、測定器により頸部を測定した際の正味値 ($\mu\text{Sv/h}$) に対するものとして設けるものです。スクリーニングレベルは、毎時 0.2 マイクロシーベルトを目安としています。
- Q. 詳細測定とは何ですか。
- A. 詳細測定は、スクリーニングレベルを超える方を対象に定量的かつ、より正確に測定することを目的として行うものです。吸入摂取からおおむね 4 週間内での実施を基本としています。測定の受け方については、詳細測定を実施する機関の指示に従ってください。